

別表第 4

責任使用水量決定通知書

年 月 日

様

大阪市水道局長

大阪市工業用水道事業給水条例第 18 条第 1 項の規定によりお申込みの使用予定水量に基づき、貴工場の
年度における 1 月の責任使用水量を下記のとおり決定いたしましたので、同条第 2 項の規定によ
り通知します。

記

年度における 1 月の責任使用水量

メーターの番号	1 月の責任使用水量
	立方メートル

注 1 上記の責任使用水量は、大阪市工業用水道事業給水条例施行規程第 20 条第 3 項の規定により、1 月
を 30 日として計算したものであります。

2 料金算定の基礎となる各月の責任使用水量は、大阪市工業用水道事業給水条例施行規程第 27 条の規
定により上記の責任使用水量に 30 日を分母とし、各月の日数（前月の点検定例日の翌日から当月の点検定
例日までの日数）を分子として乗じて得た水量であります。